

特許出願に伴う研究発表の証明について

1. 特許出願は研究発表の前に行うことが原則ですが、特許庁の指定を受けた学術団体（高分子学会は昭和 35 年に指定）が主催する学術研究集会で発表された研究内容については、日本では例外規定が適用され、発表 6 ヶ月以内であれば特許を出願することができます。
2. この場合、学会長の研究発表の証明が必要な場合があります。学会長は、予稿集に掲載された研究発表がプログラムに記載されたとおりに行われた場合、その証明書を発行いたします。
3. したがって予稿原稿には特許出願を考慮し、ポイントとなる研究結果とそのデータを記載しておくことが大切です。学会発表は文書によるものでなければ、例外規定の適用を受けられません。当日発表に利用した展示ポスターによる図表は、文書に含まれると解釈されています。
4. 証明願いの書類を発表当日までに作成し、その後ろに展示資料のコピーを付けたものを持参してください。発表当日会場責任者をお願いして、確認の印を証明願いの書類に受けてください。事後、確認印を押すことは一切いたしませんのでご注意ください。
5. 上記の手続を経た後、予稿集の内容の証明願と合わせて袋綴じにし、事務局に送付してください。最終的に会長が発表の証明を行います。
6. 予稿集の発行日は 11 月 7 日(水)です。

特許出願に伴う証明願い作成方法

1. 予稿集の内容のみ証明願いが必要な場合は、
(A)『当会会長宛の証明願い+予稿集の表紙+プログラムの該当ページ+原稿+予稿集の奥付（下記参照）』
以上を一部として、袋綴じ（下記参照）してください。
 2. ポスター会場で発表した際のポスターの内容も特許出願に必要な場合は、
上記（A）に『ポスター会場責任者宛の証明願い+ポスター（写し）』を合わせて一部として、袋綴じしてください。
- ※ いずれの場合も一部ごとに袋綴じし、申請に必要な部数と当会控え用（一部）を下記事務局までご送付ください。返信用封筒（切手貼付）を同封願います。

事務局

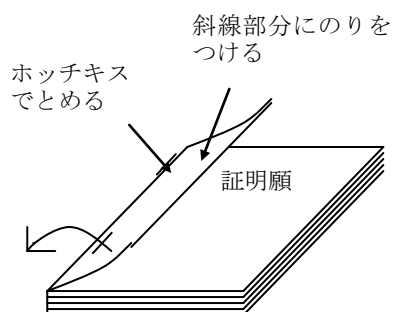
公益社団法人 高分子学会

〒104-0042 東京都中央区入船 3-10-9 新富町ビル 6F

TEL 03-5540-3775 FAX 03-5540-3737

袋綴じ

①



奥付（予稿集の巻末のページ、下記見本）

（見本）

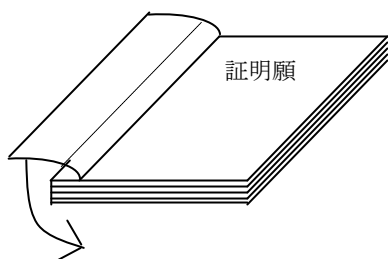
第 27 回ポリマー材料フォーラム予稿集

（無断で複製・転載することを禁じます）

© 2018 The Society of Polymer Science, Japan

平成 30 年 11 月 7 日発行

②



第 27 回ポリマー材料フォーラム

会 期—平成 30 年 11 月 21 日～22 日

会 場—タワーホール船堀

発行所—公益社団法人 高分子学会

〒104-0042

東京都中央区入船 3-10-9

新富町ビル

電話 03-5540-3770

印刷所—日本印刷株式会社

③

